

4 大田 勤 議員



- 1 安定ヨウ素剤の事前配布と事前問診で子ども達や住民を被ばくから守れ
- 2 ノッタラインでの路線・利便性の拡大と円山温泉循環バス路線新設は喫緊の課題
- 3 焼骨の保管で不安を抱えている住民へ岩内町合同墓の設置で安心できる埋葬を

1 安定ヨウ素剤の事前配布と事前問診で子ども達や住民を被ばくから守れ

原子力発電所などの事故の際に服用し、甲状腺の被ばくを防ぐヨウ素剤について、原子力規制委員会検討チームは40歳以上には効果がほとんど期待できないとして、事前に配布する対象を原則40歳未満の住民と妊婦や授乳中の女性に限り、被ばくによるがんのリスクが高い子どもなどに優先して配布すると指針を見直すことを決めた。

原子力規制庁のこうした指針の見直しを町としてどのように受け止めているのか。

原子力規制庁指針、安定ヨウ素剤の配布・服用に当たっての40歳以上の者への効果としてWHO、安定ヨウ素剤投与による甲状腺ブロック放射線災害および原子力災害への計画と対応における利用ガイドライン、2017年版での規制庁の日本語訳は、40歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待ができないとされている。

したがって、40歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要はないが、40歳以上であっても妊婦または授乳婦は、胎児及び乳児に対する放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響が大きいことから、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。

なお、高齢者については、安定ヨウ素剤の誤嚥のリスクに配慮するまでもなく、医学的に安定ヨウ素剤の服用の必要がないことは明らかであると解釈している。

40歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要は無い、高齢者は、医学的に安定ヨウ素剤の服用の必要がないとした。こうした見直しは適切だと考えるのか。

40歳以上の妊婦及び授乳婦は対象とするが、それ以外の住民は甲状腺がんに対する服用効果はほとんど期待できないとした。町も対応しないという事になるのか。

だとすると、町の服用対象数は何名で防災計画を策定するのか。

世界の原子力災害や放射線事故に対応する世界保健機関WHOの国際ネットワーク機構のWHO-REMPAN協力センターである長崎大学で日本語訳したガイドラインでは、特別な考慮が必要な集団として、安定ヨウ素剤投与の有効性が

最も高くなる可能性があるグループは小児、青年、妊婦、授乳中の婦人であり、一方、40歳以上の人は安定ヨウ素剤投与の有効性はより低くなる可能性が高い、と書かれ、規制庁の訳とは齟齬がある。

ガイドラインは、40歳以上の人は安定ヨウ素剤投与の有効性はより低くなる可能性が高い、であり、40歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要は無いとは書かれていない。

町は、住民被ばくを防ぐために泊発電所周辺地域原子力防災計画を策定するが、40歳以上の住民への服用を除外して計画を立てるのですか。

指針に対するパブコメを、5月9日から6月7日まで原子力規制庁が行っていたが、町として意見を述べたのか。

意見を述べたとしたら、どのような意見を述べたのか。

甲状腺被ばくを抑えるため、原発5キロ圏のPAZではヨウ素剤を住民に事前配布することになっている。岩内町では、5から6キロ圏の大浜で812世帯、1,495人が対象です。

泊村ではPAZ、UPZも含め、対象者の78.2パーセント、1,177名が事前問診を、共和町では72.6パーセント、999人が問診を終えたと報道されている。

PAZは事前配布の対象ですが、大浜地域の住民へ事前配布は計画していますか。

事前配布するための事前問診が必要ですが、いつ、問診を実施するのですか。

PAZの住民避難の基準となる敷地境界の空間放射線量率は、何シーベルトですか。

UPZの住民避難基準となる空間放射線量率は、何シーベルトですか。

胆振東部地震では、山や丘陵が崩れ、道路が寸断されたため住民は孤立しました。

複合災害が、原発を抱えるこの地域で起これば、住民は避難できず、ヨウ素剤を運ぶ職員も避難場所にたどり着くこともできず、複合災害のときに住民も職員も孤立します。

PAZやUPZの住民が避難を開始するのは、空間放射線量が確認されてからです。

ばく露される24時間前からばく露後2時間までのあいだに、安定ヨウ素剤を服用することで放射性ヨウ素の甲状腺への集積の90パーセント以上、ばく露後8時間であれば約40パーセント、ばく露後16時間以降であれば、その効果はほとんどないのであれば、ばく露される24時間前からばく露後2時間内に服用しなければ効果はありません。

PAZの住民、UPZの住民が集まる避難場所で、町全体の住民問診にかかる日数と時間を推計しているのか。

2017年3月に、定例会で、避難場所の岩内高校2,169名で、1人4から5分で計算した場合、問診に、配布に3日と18時間23分かかると答弁しています。

東小学校1,543名、第一中学校1,838名、町民体育館1,573名、岩内高校1,951名、西小学校1,471名、第二中学校1,771名に、避難住民が全員来たとして個々の避難所、それぞれ何名で問診を行い、どのくらいの日数と時間を推計しているのか。

事前問診を行っていれば、問診に係る時間は省略され、配布された安定ヨウ素

剤を服用するだけで済みます。

また、UPZ内でも事前配布が行われていれば、ばく露時に被ばくを避け、服用し住民を被ばくから守ることができます。

事前配布しない理由はなぜか。

問診をしているあいだに、待ち時間が16時間を超え、安定ヨウ素剤を受け取る必要がなくなったり、ただ被ばくを待つだけの住民が出てくるのではないのか。

指針ではUPZ内でも、避難経路上に配布場所を設けることが困難である、配布体制の準備に時間を要する等の状況により、避難又は一時移転の際に迅速な配布が困難と考えられる地域や対象者等については、地方公共団体が必要と判断する場合は、前述のPAZ内の住民に事前配布する手順を採用して安定ヨウ素剤を事前配布することも可能である、とした。

大浜地域周辺でのPAZ内の事前配布、町内UPZ内の事前配布も住民被ばくを防ぐという町長の判断でできるようになる。そのためにも、事前問診を全住民に行う必要があると考えますが、町長の所見は。

6月4日、東京電力福島原発事故の健康への影響を調べる福島県の県民健康調査委員会の評価部会は、事故当時18歳以下だった県内のすべての子どもを対象に2014、15年度には、実施した2巡目の甲状腺検査の結果について、現時点では甲状腺がんと被ばくとの関連は認められないとの中間報告を公表した。

小児甲状腺がんは100万人に1人から2人といわれるが、1巡目で悪性ないし疑いが30万人に138人。2巡目の中間報告では38万人に52名が確定し、19人が疑いがあるとした評価部会は、甲状腺がんについて、放射線の影響とは考えにくい、と公表している。

泊原発事故があれば、福島と同じ事が起こりえます。その際、原発事故前の比較データがなければ、被ばくの影響を、迅速に評価できませんし被ばくに対する適切な対策ができず、放射線の影響とは考えにくい、と切り捨て、子どもを守ることができません。

こうした状況から、岩内町でも住民の健康管理の一環として18歳までの甲状腺基礎データの作成に取り組む必要があるのではないか。

【答 弁】

町 長：

安定ヨウ素剤の事前配布と事前問診で、子ども達や住民を被ばくから守れについて、15項目のご質問であります。

1項めは、原子力規制庁の、こうした指針の見直しを、町としてどのように受け止めているのかについてであります。

この度の原子力災害対策指針及び安定ヨウ素剤の配布・服用に当たっての改正につきましては、国において、安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チームを設置し、医学的見地に基づいた中で、所要の改正を進めているものと理解しております。

2項めは、40歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要は無い、高齢者は、医学的に安定ヨウ素剤の服用の必要がないとした、こうした見直しは適切だと考えるかについてであります。

現在、国において、指針等の見直しを進めている段階であります。医学的見地に基づいた上で、国の責任により適切に判断されたものと考えております。

3項めの、40歳以上の妊婦及び授乳婦は対象とするが、それ以外の住民は甲状腺がんに対する服用効果はほとんど期待できないとした、町も対応しないということになるのかと、4項めの、だとすると町の服用対象数は何名で防災計画を策定するのかと、5項めの、40歳以上の住民への服用を除外して計画を立てるのですかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

今後、正式決定となる改正内容によりますが、国の示す指針等において、対象要件が定められた場合、町の対応もその内容に沿う必要があると考えております。

そのため、服用対象数、計画の変更については、指針の改正が決定された以降、算出、変更の作業を行う予定としております。

6項めは、指針に対するパブコメを、5月9日から6月7日まで原子力規制庁が行っていたが、町として意見を述べたのか、意見を述べたとしたら、どのような意見を述べたのかについてであります。

今回のパブリックコメントにつきましては、国において一般の方々に向けて行ったものと理解しており、町として意見等は述べておりません。

7項めは、PAZは事前配布の対象ですが、大浜地域の住民へ事前配布は計画していますか、事前配布するための事前問診が必要ですが、いつ、問診を実施するのですかについてであります。

大浜地区のうち、PAZの区域となっている岩内工業団地の一部については、施設敷地緊急事態の段階で帰宅指示となるため、事前配布の対象となる住民はおりません。

それ以外の大浜地区について、UPZの区域となることから、緊急時モニタリング結果等に応じて行う避難の際に、集合場所で緊急配布することを基本としておりますので、この緊急配布の際に、住民への問診を行うこととしております。

8項めは、PAZの住民避難の基準となる敷地境界の空間放射線量率は何シーベルトですかについてであります。

PAZの敷地境界付近の空間放射線量率は、5マイクロシーベルトとなっております。

9項めは、UPZの住民避難基準となる空間放射線量率は何シーベルトですかについてであります。

UPZの区域における空間放射線量率は、500マイクロシーベルトとなっております。

10項めの、PAZの住民、UPZの住民が集まる避難場所で、町全体の住民問診にかかる日数と時間を推計しているのか、11項めの、東小学校、第一中学校、町民体育館、岩内高校、西小学校、第二中学校に避難住民が全員来たとして、個々の避難所、それぞれ何名で問診を行い、どのくらいの日数と時間を推計しているのかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

避難場所における問診にかかる日数と時間については、その避難場所における避難者の人数により、町職員の集合場所開設要員の配置や、北海道からの要員の配置も変わるものと考えており、さらに自家用車等による自主避難者数も相当数想定されるところであります。昨年2月に実施した北海道原子力防災訓練において、1人あたりに要した時間が約3分であったこと、問診を行う人数を、避難場所ごと4名の配置、2班体制と想定し、それに、ご質問の避難場所ごとの対象人数を乗じた、あくまで単純な試算となりますが、東小学校が1,543名で、1日と14時間35分、第一中学校が1,838名で、1日と21時間57分、町民体育館が1,573名で、1日と15時間20分、岩内高校が1,951名で、2日と47分、西小学校が1,471名で、1日と12時間47分、第二中学校が1,771名で、1日と20時間17分が、それぞれの避難場所にかかる時間となります。

12項めは、事前配布しない理由はなぜかについてであります。

北海道の地域医療課による考え方として、UPZの区域については、基本的に緊急時モニタリングの結果に応じ、集合場所における緊急配布を行うこととなっていることによるものであります。

13項めは、問診をしている間に、待ち時間が16時間を超え、安定ヨウ素剤を受け取る必要がなくなり、ただ被ばくを待つだけの住民が出てくるのではないか、についてであります。

自家用車等による自主避難者等の人数が想定されること、配布に従事する要員への研修により、1人あたりの問診時間も圧縮してきていること、また、避難を最優先とする考えのもと、避難バスの中においても配布を行うこととしておりますので、あくまで緊急配布が可能であると考えております。

14項めは、事前問診を全住民に行う必要があると考えますが、町長の所見は、についてであります。

UPZの区域における考え方により、岩内町は緊急配布を行うこととしておりますので、問診については、あくまで緊急配布時に行うべきものと考えております。

15項めは、岩内町でも住民の健康管理の一環として、18歳までの甲状腺基礎データの作成に取り組む必要があるのではないのかについてであります。

甲状腺検査につきましては、子どもたちの健康を長期的に見守るため、広域的な実施がなされるべきものと考えており、その間の転出や転入、また、専門医による医学的な知見も必要とされることから、あくまで、国や北海道において検討されるべきものと考えております。

< 再 質 問 >

ガイドラインで、安定ヨウ素剤投与の実施における公衆衛生上の勘案事項には、安定ヨウ素剤の至適投与期間は、ばく露の開始が予想される24時間前から2時間後のあいだである。ばく露の開始が予想される8時間後までの安定ヨウ素剤投与が妥当であろう。

しかし、ばく露後24時間以上たって安定ヨウ素剤投与を開始すると、甲状腺に蓄積された放射性ヨウ素の生物学的半減期を延長させるので有益性よりも大きな害をもたらす可能性があると書かれています。

ばく露後、16時間以降であればその効果はほとんどない、ではなく、有益性よりも大きな害をもたらす可能性がある、と指摘されているが、こうした指摘は理解しても町として事前配布はしないということか。

事前問診は1人3分で、4名で2班として行い、東小、1日と14時間35分、一中、1日と21時間57分、町民体育館、1日と15時間20分、高校、2日と47分、西小、1日と12時間47分、二中、1日と20時間17分。避難を最優先として、避難バスの中で緊急配布が可能として事前配布はしないとした。しかし、PAZ、住民避難時の基準となる敷地境界の空間放射線量率はPAZは5マイクロシーベルト、UPZは500マイクロシーベルトで、放射線量が放出又は確認されてからです。

ヨウ素剤を服用する時間は24時間以前から2時間まで90パーセントで、早期に服用しなければならないのに、各集合施設とも1日、2日もかかるのであれば、ただ被ばくを待つだけになると思うが、そうではありませんか。

国においてと対応を待っていては、住民被ばくを防げないのではないのか。

一般の方々に向けたパブコメと理解していると、町の意見は述べていないとしたが、ヨウ素剤配布に対して職員の意見要望はないということか。

町として、大切なパブコメを町としてパブコメ対応をおさえたということなのですか。

【答 弁】

町 長：

安定ヨウ素剤の事前配布と事前問診で子ども達や住民を被ばくから守れについて、4項目のご質問であります。

1項めは、ばく露後16時間以降であればその効果はほとんどない、ではなく、有益性よりも大きな害をもたらす可能性がある、と指摘されているが、こうした指摘は理解しても町として事前配布はしないということかについてであります。

町としましては、UPZの区域について、国の安定ヨウ素剤の配布・服用に当たってにより、緊急配布が可能と考えていることから、事前配布は行わないこととしております。

2項めは、ヨウ素剤を服用する時間は24時間以前から2時間まで90パーセントで早期に服用しなければならないのに、集合各施設とも1日、2日もかかるのであれば、ただ被ばくを待つだけになると思うが、そうではありませんかについてであります。

日数・時間の推計については、対象者全員での推計であり、実際的には、自家用車等による自主避難者等の人数が想定されること、配布に従事する要員への研修により、1人あたりの問診時間も圧縮してきていること、また、避難を最優先とする考えのもと、あくまで緊急配布が可能であると考えております。

3項めは、国における対応を待っているのは、住民被ばくを防げないのではないかについてであります。

安定ヨウ素剤の配布等の町の対応については、国において医学的見地に基づいた上で適切に判断されるものと考えておりますので、正式改正が行われた内容により、対応するものと考えております。

4項めは、町として大切なパブコメ対応をおさえたのかについてであります。

この度の国のパブリックコメントについては、あくまで一般の方々に向けて行ったものと理解しており、町としての意見は、述べていないものであります。

< 再々質問 >

ヨウ素剤について。

緊急配布は可能と答弁しています。

自家用車、自主避難者もあり、問診時間も少なくなるとしましたが、自主、自家用車で避難する者、また、自主避難など、どの程度の人数を推計しているのか。

福島原発事故では、原発周辺で安定ヨウ素剤は配られていましたが、服用判断ができなかったため、ほとんど服用されなかったというのが現状です。

原子力規制委員会は、平成24年10月24日、全国16の原発で事故が起きた場合を想定した放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果を公表しています。

拡散シミュレーションは、原子力発電所の事故により放出される放射性物質の量、放出継続時間などを仮定し、周辺地域における放射性物質の拡散の仕方を、推計、推定するもので岩内町は拡散圏内にすっぽり入ります。

岩内町は泊原発から直線で5キロ、10月から4月頃までは北西・北北西、西北西の風が吹き、町は風下にあたります。

今年の1月だけでも最大風速5メートル毎秒を超える日が28日、10メートル毎秒を超える日が13日あり、風速10メートルの風で放射性プルームが拡散され8分で到達することになります。

24時間以上経って、安定ヨウ素剤投与を開始すると甲状腺に蓄積された放射性ヨウ素の生物学的半減期を延長させるので有益性よりも大きな害をもたらす可能性があるとするれば、有益性が最も高くなる可能性があるグループ、小児、青年、妊婦、授乳中の婦人など、指針に基づき町長の判断で事前問診、事前配布が住民を守ります。最悪8時間後までに投与が必要です。

現在の取り組みで、甲状腺被ばくは防げると思っているのか。

再度、答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

安定ヨウ素剤の事前配布と事前問診で子ども達や住民を被ばくから守れについて、2項目のご質問であります。

1項めは、自家用車による自主避難はどの程度の人数等を推計しているのかについてであります。

自家用車等による自主避難者等の推計については、平成26年度のアンケートの結果により、6割を超す方々が自家用車による避難との回答を得ております。

2項めは、現在の取組で甲状腺被ばくは防げると思っているのかについてであります。

国の安定ヨウ素剤の配布・服用に当たってにより、岩内町は、緊急配布が可能と考えております。

2 ノッタラインでの路線・利便性の拡大と円山温泉循環バス路線新設は喫緊の課題

岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画で、地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性について、平成28年10月より町内を循環する、岩内町コミュニティバスの運行を開始し、高齢者や障がい者等の交通弱者の通院や買い物などの町内移動、幹線交通に接続するフィーダー機能の役割を担っている。

しかしながら、コミュニティバスが循環していない地域や、北海道中央バスが運行していた、岩内円山線の廃止によって拡大した交通空白地域が存在しており、幹線交通、コミュニティバス、乗合タクシーによる地域公共交通網の確保・維持や新たな交通体系の導入の検討が必要であると協議会で報告しているが、コミュニティバスが循環していない地域や、北海道中央バスが運行していた岩内円山線の廃止によって、拡大した交通空白地域への地域公共交通網の確保・維持とはどのような検討を行っているのか。

検討の結果は公表しないのか。

コミュニティバスの運行路線で既存のバス路線と重複する場合、公共交通ノッタラインは走れないと要望の強かった野東団地は運行ルートから外された経緯がある。当初から停留所が設置されている国道229号線、国道276号線の中央バスやニセコバス運行と並行するコミュニティバス路線が認められている根拠は何か。

事業の目標では、通院や買い物など生活面での利便性を確保すると定めているが、現在設置されているバス停では住民要望に応えきれず利便性の確保はできていない。

停留所の設置はどのようにして決めるのか。

利用者等の意見の反映状況では、運行ルートとなっていない一部地域でも運行して欲しい、に対して新たな交通体系のあり方を検討というが、どのような検討を行っているのか。

銭湯が町内にない岩内町では、町が高齢者を対象にした共同浴場の福祉センターで、運営していますが、コミュニティバス利用者は郷土館前で降りて約200メートル先の福祉センターに移動します。天気の良い日ばかりではありませんから、バス停を福祉センター前に設置してほしいという要望も出されています。こうした要望に応える検討はされているのか。

病院や歯科医院、眼科に行こうとすると、住民は町内にあるそれぞれの病院等に通院することになり、停留所が協会病院だけでは利便性に欠ける。倶知安町内で運行するじゃがりん号は、町内全ての病院や歯科医院、眼科に停留所を設けているが、こうした設置のあり方は検討しているのか。

岩内町の2015年の総人口にしめる65歳以上の割合、高齢化率は33.9パーセント。

すでに3割を超えており、全国平均よりも7.3ポイント高い。今後、高齢化率は2045年までに12.9ポイント上昇し、46.8パーセントに達し、おおよそ10人に5人が高齢者になると見込まれます。

高齢化が2020年には36.8パーセントに進み、ますます公共交通が必要とされます。

コミュニティバスの運行路線から外れている御崎や大和の住民からは、路線の

拡大が求められていますが、こうした新たな交通体系の検討は行われているのか。

この地域は、なぜノッタラインが運行されないのか。

公共交通の停留所が設置されている付近の住民は、生活面での利便性を確保できますが、足腰の老化から、バス停が遠くバス停まで行くこともできない。もっと近くにバス停を。など、運行ルートの見直しが必要ではないのか。

事業の目的・必要性では、岩内円山線の廃止によって拡大した交通空白地域が存在、新たな交通体系の導入の検討としてるが、中央バス円山線廃止から1年2ヶ月を過ぎています。

町民は、いつ温泉に行くバスが復活するのかと心待ちにしています。

新たな交通体系の導入とは、どのような代替案を考えているのか。

円山循環線廃止以降、町に寄せられた要望は、免許証を返納したばかり、どうしてくれるのか。免許証を返納したばかり、家族も近くに住んでいない、タクシー利用しなければならないが年金収入で難しいという切実な要望に速やかに応える必要があるのではないのか。

中央バスが運行していた岩内円山線は、ターミナルから27箇所、停留所を経て、35分でターミナルまで戻り1日4便、午前中2便、午後から2便で運行していました。

順路総キロは、約10キロ程度です。

現在、運行している8便の中の時間帯で利用者が少なくなる時間帯や、乗降客が少なくなる便の停留所などを飛ばす快速便を運行し、又は、中央バスが運行していた同じルート27箇所を35分のノッタラインの温泉便・円山循環線を運行することで温泉に行きたい、パークゴルフを楽しみたい、円山散策で自然を楽しみたいという住民要望を実現することができるのではありませんか。

路線廃止から1年2ヶ月も過ぎて、いまだ検討ではなく速やかに路線の拡大で要望に応えるべきです。

どのような問題があり路線の拡大に結びつかないのか。

3月定例会で、乗車料金値上げではなく乗車料金を100円に引き下げ、利用者を増やすことが健康の増進にもつながり医療費削減に効果も発揮する。町の負担は住民の健康を支えるもの、と指摘した。答弁は、経営的な収支バランスを含めた運行形態が地域に合ったものが大前提、とし、協議会では料金改定が議題にあがっている。

料金改定の内容は、どのような内容か。

改定に対して、どのような意見が出たのか。

利用料を引き下げ、割安な定期券などで住民の利便性を図ることは考えないのか。

利用者の増加を図るため、創意工夫し、じゃがりん号では利便性の拡大に、運行ルート上で安全な場所であれば、どこでも降りることができるフリー降車を実施し、利用者が倍増したとしています。

また、実証運行による課題や町内会との意見交換会などで出された意見を踏まえ、ルート・ダイヤを設定したとしています。

利用者の声を聞き、柔軟な対応を取って利用者の拡大を図っている。

住民要望は買い物や通院など生活圏路線の拡大であり、円山温泉循環路線の復活です。

住民ニーズに合った交通サービスの提供と地域公共交通の利用拡大を行うことで、住民がより安全で安心な暮らしを実現するための持続可能な地域公共交通の

確保・維持・改善は今後も必要と掲げる事業の目的・必要性にそって、文字通り速やかに実現するよう求めるがいかがですか。

【答 弁】

町 長：

ノッタラインでの路線・利便性の拡大と円山温泉循環バス路線新設は喫緊の課題について、14項目のご質問であります。

1項めの、コミュニティバスが循環していない地域など、交通空白地域への地域公共交通網の確保・維持とは、どのような検討を行っているのか、検討の結果は公表しないのかと、4項めの、利用者等の意見の反映状況では、運行ルートとなっていない一部地域も運行して欲しい、に対して新たな交通体系のあり方を検討というが、どのような検討を行っているのか、につきましては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

運行ルートとなっていない交通空白地域の検討について、現在、優先すべき検討内容は、円山循環交通の新たな交通体系についてであり、岩内町地域公共交通活性化協議会において、ノッタラインと乗合タクシーを活用した4つの手法を示し、それぞれのメリット・デメリットや運行体系について比較検討を行い、事業化の検証について進めているところであります。

なお、検討結果につきましては、町のホームページにおいて公表しております。

2項めは、コミュニティバスの運行路線で既存のバス路線と重複する野東団地は運行ルートから外され、国道229号線など中央バスやニセコバス運行と並行する路線が認められている根拠は何か、についてであります。

国土交通省が策定した、コミュニティバス運行指針によると、コミュニティバスの運行ルートについては、民間バス路線との競合を避けるべきであるとされており、この指針をもとに、岩内円山線と重複しないよう運行ルートを設定したところであります。

なお、国道を走行する民間バス路線の運行ルートとして、ニセコバスの雷電線と中央バスの神恵内線が、国道229号を運行ルートとしておりニセコバスの小沢線と中央バスの高速いわない号が国道276号を運行ルートとしております。

町内を循環するノッタラインにつきましては、起終点である岩内バスターミナル及び経由地である商店街などへ効率的に循環する運行ルートを考慮し、民間バス事業者の了承を得た上で、国道229号及び国道276号を走行する運行ルートに設定したところであります。

3項めは、事業の目標では、通院や買い物など生活面での利便性を確保すると定めているが、現在のバス停では住民要望に応えきれず利便性の確保はできていない、停留所の設置はどのようにして決めるのか、についてであります。

停留所の設置につきましては、実証運行開始時に、運行ルート上の住宅密集地、公営住宅、病院、商店街、公共施設などの近隣を停留所候補地とし、300メートルから500メートル間隔で停留所を設置しており、本格運行開始後は、運行実績を積み上げる中で、各停留所の乗降人数などの運行データを蓄積し、停留所の新設・移設などを実施することとしております。

5項めは、コミュニティバス利用者は、郷土館前で降りて約200メートル先の福祉センターに移動しなければならないが、バス停を福祉センター前に設置してほしいという要望に応える検討はされているのか、についてであります。

老人福祉センターへの停留所の設置につきましては、郷土館停留所からの距離が徒歩3分圏内であることや、老人福祉センター移送サービスが提供されて

いることから、現段階では検討に至っておりません。

6項めは、俱知安町内を運行するじゃがりん号は、町内全ての病院や歯科医院、眼科に停留所を設けているが、こうした設置のあり方は検討しているのか、についてであります。

俱知安町のじゃがりん号と本町のノッタラインでは、車両定員や運行数など諸条件に相違があり、単純に比較検討することは難しいものと考えております。

町内全ての医療機関に停留所を設置し、運行ルート of 拡大を図ることは、町内を限られた時間で運行しなければならない点や、道路幅など安全上の問題から極めて困難であり、同じ公共交通機関であるタクシー事業者が担うべき範疇と考えております。

7項めは、コミュニティバスの運行路線から外れている御崎や大和の住民からは路線の拡大が求められていますが、こうした新たな交通体系の検討は行われているのか、この地域はなぜノッタラインが運行されていないのか、についてであります。

御崎地区及び大和地区への路線拡大について、この地域にノッタラインが運行されていない経緯といたしましては、実証運行ルート策定時に、当該地域の徒歩5分圏内に郷土館停留所及び中央通停留所があることから、現在の運行ルートが設定されており、現段階では新たな交通体系の検討には至っておりません。

8項めの、公共交通の停留所が設置されている付近の住民は生活面での利便性を確保できますが、足腰の老化から、バス停が遠くバス停まで行くこともできない、もっと近くにバス停を、など、運行ルートの見直しが必要ではないのかと、10項めの、円山循環線廃止以降、町に寄せられた、免許証を返納したばかり、どうしてくれるのか、など、切実な要望に速やかに応える必要があるのではないのか、につきましては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

利用者の皆様それぞれ個別の事由があることは理解できますが、全てのニーズにこたえることは現実的には困難でありますので、持続可能な地域公共交通の確保を大前提に、利便性の向上に努めてまいります。

9項めは、事業の目的・必要性では、新たな交通体系の導入の検討としているが、中央バス円山線廃止から1年2ヶ月を過ぎていますが、新たな交通体系の導入とは、どのような代替案を考えているのか、についてであります。

円山循環交通の新たな交通体系のあり方につきましては、岩内町地域公共交通活性化協議会において、ノッタラインと乗合タクシーを活用した4つの手法を示し、それぞれのメリット・デメリットや運行体系について、比較検討を進めており、引き続き、事業化の検証について進めていくことを確認しているところであります。

11項めの、利用者が少ない時間帯に快速便を運行し、又は、中央バスが運行していた同じルートをノッタラインの温泉便・円山循環線を運行することで、温泉、パークゴルフ、円山散策などの住民要望を実現することができるのではありませんかと、12項めの、路線廃止から1年2ヶ月も過ぎて、いまだ検討、ではなく、速やかに路線の拡大で要望に応えるべきです、どのような問題があり路線の拡大に結びつかないのか、につきましては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

ノッタラインの快速便の運行につきましては、円山循環交通の新たな交通体

系のあり方の中で、検討した経緯はありますが、ノッタラインの利用者が少ない時間帯においては、岩内円山線運行時の利用者も同様に少ない時間帯であることから、利用者ニーズを満たすことはできず、効果的な快速便の運行は極めて難しいものと考えます。

したがいまして、円山循環交通の新たな交通体系のあり方については、ノッタラインの路線拡大のみならず、同じ公共交通機関である民間タクシー事業者の活用も視野に入れた中で、それぞれのメリット・デメリットや運行体系について比較検討を行い、課題を整理した中で事業化の検証を進めているところがあります。

13項めは、料金改定の内容はどのような内容か、改定に対して、どのような意見が出たのか、利用料を引き下げ、割安な定期券などで住民の利便性を図ることは考えないのか、についてであります。

ノッタラインの料金改定につきましては、本年6月7日に開催された第19回岩内町地域公共交通活性化協議会において、大人料金を150円から200円に、それに合わせて回数券の料金を1,500円から、2,000円に改定し、小学生以下の子ども料金と、障がい者手帳を持っている本人及び介助人1名につきましては、これまで同様に無料とするよう議案として提案したところであります。

この度の改定案に対しましては、利用者の減少につながらないか、収支率向上のためにはやむを得ないなどのほか、運行事業者の経費削減に向けた一層の取組などについて、ご意見がありました。

なお、料金改定の理由につきましては、国庫補助金の減額や運行経費の増額に伴う受益者負担の確保と、10月の消費税増税による路線バスとの運賃格差の緩和を図るためのものであり、利用料の引き下げや割安な定期券の導入につきましては、現段階において協議会の中では意見等は出ておりません。

14項めは、住民ニーズに合った交通サービスの提供と地域公共交通の利用拡大を行うことで住民がより安全で安心な暮らしを実現するための持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善は今後も必要、と掲げる事業の目的・必要性にそって文字通り、速やかに実現するよう求めますがいかがか、についてであります。

公共交通を軸とした、まちづくりによる地域活性化については、町、民間交通事業者、地域住民など、地域公共交通に関わる様々な関係者が、共同経営者であるとの自覚を持つことが大変重要なことであると認識しております。

今後の地域公共交通の確保・維持・改善の進め方につきましては、利用者からの意見・要望に対し、迅速に対応することも大切ではありますが、多様な住民ニーズを全て網羅する地域公共交通の確保は、現実的に困難でありますので、地域経営の一環として考える観点が重要であり、持続可能な地域公共交通の実現に向けて取り組んでいかなければならないものと考えております。

< 再 質 問 >

円山循環交通の新たな体系について、協議会で検証しているとしたが、いつを目途に結論を出すのか。

利便性の拡大を行うことで、住民がより安全で安心な暮らしを実現するために改善が必要は、住民の要望をくみ取り、実現させることではないのか。

より快適に利用できるようにするための停留所の設置であり、路線の拡大ではないのですか。

円山循環交通の快速便でノッタラインの利用者が少ない時間帯が円山線運行時の利用者も少ない。利用者ニーズを満たせないとしたが、ライフラインとしての公共交通を採算面だけで見るとは誤りと思うがいかがか。

円山線については、連携会議で温泉施設、イワナイリゾート、観光協会で設置していますが、沿線住民が入っていません。

沿線住民の意見要望を反映する連携会議が、利便性の拡大に結びつくのではないのか。

【答 弁】

町 長：

ノッタラインでの路線・利便性の拡大と円山温泉循環バス路線新設は喫緊の課題について3項目のご質問であります。

1項めは、円山循環交通の新たな交通体系について、協議会で検証しているとしたが、いつを目途に結論を出すのか、についてであります。

円山循環交通の新たな交通体系のあり方については、ノッタラインの路線拡大のみならず、民間タクシー事業者の活用も視野に入れた中で、運行体系について比較検討を行い、それぞれのメリット・デメリット・課題を整理した中で、事業化の検証を進めているところであります。

したがいまして、現段階におきましては、引き続き、継続した協議が必要と考えており、いつを目途に結論を出すのか、申し述べる段階にはありません。

2項めは、利便性の拡大を行うことで、住民がより安全で安心な暮らしを実現するために改善が必要は、住民の要望をくみ取り、実現させることではないのか、より快適に利用できるようにするための停留所の設置であり、路線の拡大ではないのか、についてであります。

様々な住民の要望があることは、理解できますが、全てのニーズにこたえることは現実的には困難であります。

したがいまして、停留所の設置や路線の拡大につきましても、持続可能な地域公共交通の確保を大前提に、利便性の向上に努めてまいります。

3項めは、円山循環交通の快速便でノッタラインの利用者が少ない時間帯が円山線運行時の利用者も少ない、利用者ニーズを満たせないとしたが、ライフラインとしての公共交通を採算面だけで見るとは誤りと思うがいかにか、についてであります。

円山循環交通を検討していく上では、一定の乗車人数の確保も含めた、利用者ニーズがあることが大前提であると同時に、採算面も含め地域経営の一環として考える観点が必要であり、持続可能な地域公共交通の実現に向けて取り組んでいかなければならないものと考えております。

< 再々質問 >

メリット・デメリットを含め課題を整理して、事業化の検証としたが、こうしたメリット・デメリットを含めて沿線住民、利用住民との話し合い、説明会は開くのですか。

平成25年3月、国土交通省九州運輸局が出した勘どころシリーズ地域内フィーダー系統に関する市町村の取組み事例集では、ライフラインとしての公共交通を採算面だけで見ることの誤り、公共交通の取組みは、行政主導にならないように気を付け、沿線住民と共に創っていかなければならない。

1台の車両で極力多く、交通空白地域が解消できるよう、コミュニティバスの運行ルートの日替わりに。全域線、月曜から金曜までコースを変えて運行。

運行ダイヤなどは、利用者の多い買い物や通院先などの外出先の状況を参考に設定することが有効である。

そのために、バスに乗り込んで対面式で利用者の生の声を聴くことが効果的であるなど、各町村が利便性の拡大を検討し、利用者の増員に知恵を絞っています。

乗車料金の引き下げで利用者を増やすことが健康の増進にもつながり医療費削減に効果を発揮する。町の負担は住民の健康を支えるもの、と、3月定例会では指摘した、こうした立ち場で、こうした立ち位置で考えるべきでは無いのか。

【答 弁】

町 長：

ノッタラインでの路線・利便性の拡大と円山温泉循環バス路線新設は喫緊の課題について、2項目のご質問であります。

1項めは、円山循環交通の事業化の検証について、沿線住民・利用住民との話し合い、説明会を開くのですか、についてであります。

現段階におきましては、そうした住民ニーズの把握方法等も含め、引き続き、継続した協議が必要と考えております。

2項めは、ノッタラインの運行に関して、町の負担は住民の健康を支えるもの、との立ち位置で考えるべきではないのか、についてであります。

地域公共交通を検討していく上では、採算面も含め地域経営の一環として考える観点が重要であり、持続可能な地域公共交通の実現に向けて取り組んでいかなければならないものと考えております。

3 焼骨の保管で不安を抱えている住民へ岩内町合同墓の設置で安心できる埋葬を

岩内町墓園は、昭和38年12月に供用開始となり55年が経過しています。

使用可能な空き区画が少なくなってきたことから、4年前に岩内町墓園用地確定測量業務を委託して、その後、造成が行われてきました。

造成区画は、使用可能な空き区画がない2等地及び3等地とし、墓地区画の造成で2等地及び3等地の区画数は何区画増えたのか。

岩内町墓園の1等地、2等地、3等地全体で、現在使用されている区画数は何区画あるのか。

また、同区画で空き区画は何区画あるのか。

平成30年の墓地使用取り扱い件数、岩内町墓園で使用許可が6件、承継が24件、返還4件。

東山墓地では使用許可0件、承継43件、返還12件。

島野墓地は使用許可0件、承継2件、返還1件と公表されている。

東山、島野墓地には使用許可が無く、返還が13件は、岩内町墓園も含めると17件の返還となり、今後、空き区画として利用可能な墓地区画になるのか。

岩内町墓地条例、第9条、使用者は、墓地を使用する必要がなくなったときは、直ちに町長に届け出て使用地を原状に復して返還しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないとしているが、特別な事情とは何か、又、どのような申請が必要なのか。

2等地E団地、3等地A団地など、墓じまいをしたと見受けられる区画では、土留及び墓碑その他の設備は、石造又はコンクリート等の永久工作物とするために墓碑は撤去されているが基礎部分はコンクリートでそのまま残っている。

町長が認めた場合、原状復帰でない区画の原状復帰は町が行うのか。

こうした対応をした墓地はあるのか。

土留及び墓碑その他の設備は、石造又はコンクリート等の永久工作物として、設備制限では区画境界から0.1メートル以上の距離をとることとされている。

以前に建立された墓碑区画では、2区画、3区画が一緒のコンクリートで基礎をうち、そのまま墓じまいをしているが、こうした使用者への原状復帰への返還手続きは行っているのか。

また、墓地の空き区画が少なくなり、区画の造成をしていることから、どのような対策や対応をしていくのか。

東山墓地、島野墓地、岩内町墓園で、管理者不明の墓地は何基あるのか。

東山、島野など、墓地台帳は整理・管理されたのか。

返還件数17件の返還要因は、どのようなことからか。

岩内町過疎地域自立促進市町村計画において、墓地合同墓整備事業として計画が記載されている。

町は、合同墓を設置している道内5市町に、収容数や使用条件、施設・設備規模、事業費などのアンケート調査を行い、この結果を受け、合同墓の規模、設置場所や宗教的な中立性、町有施設として公共性を踏まえた施設の形態や機能、管理のあり方等の検討を進めてるとした。

平成30年の霊苑使用状況は町内193件、町外25件の218件が使用されている。単身老人世帯や老人夫婦世帯、少子高齢化や核家族化などで墓の承継が

できない人、身寄りがない人、経済的に墓を建立することができない人、焼骨を自宅で保管するなど納骨が困難な状況にある人がいます。

また、お寺に納骨してあったが無縁仏になった焼骨の管理など、状況はまちまちですが、その後を考えあぐねている住民が多数います。

アンケート結果をふまえ、各市町で違いがあると思うが、町として困難を抱えている町民に対して、どのような構想を考えているのか。

身近な町では、倶知安町が合同納骨塚を建立している。

平成30年5月15日、倶知安町墓地設置管理条例の全部を改正し、焼骨を共同で埋蔵する墳墓として、町が設置する合同納骨塚を建立。

合同納骨塚に入る条件は、町内居住者。町外居住者であって本町に住所を有していた者の焼骨の埋蔵をしようとするもの。現に墓地の使用許可を受けている者であって、当該墓地を返還し、埋蔵されている焼骨を合同納骨塚に改葬しようとするもの。

合同納骨塚使用料は、1体につき10,000円として管理されている。

こうした取り組みは、不安を抱えている住民にとって合同墓は安心できる事業と思いますが、具体的な岩内町の計画はどのように進んでいるのか。

また、岩内町過疎地域自立促進市町村計画から見て、この事業はいつを目途に実行するのか。

【答 弁】

町 長：

焼骨の保管で不安を抱えている住民へ岩内町合同墓の設置で安心できる埋葬をについて、10項目のご質問であります。

1項めは、墓地区画の造成で2等地及び3等地の区画数は何区画増えたのか、についてであります。

岩内町墓園では、使用可能な空き区画が少ない状況であったことから、2等地及び3等地の整備を検討し、平成28年度において、2等地を51区画造成したところであります。

2項めは、岩内町墓園の1等地、2等地、3等地全体で現在使用されている区画数は何区画あるのか、また、同区画で空き区画は何区画あるのか、についてであります。

岩内町墓園全体での、使用されている区画数は、本年5月末現在で、1,747区画であり、空き区画は62区画であります。

3項めは、東山、島野墓地には使用許可が無く、返還が13件、岩内町墓園も含めると17件の返還となり今後、空き区画として利用可能な墓地区画になるのか、についてであります。

東山墓地及び島野墓地については、現在、墓地管理上、新規の使用を認めておりませんが、岩内町墓園においては、返還となった墓地区画を使用可能な区画として取り扱っているものであります。

4項めは、岩内町墓地条例、第9条、使用者は、墓地を使用する必要がなくなったときは、直ちに町長に届け出て使用地を原状に復して返還しなければならない、ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない、としているが、特別な事情とは何か、又、どのような申請が必要なのか、についてであります。

岩内町墓地条例施行規則第12条第2項で、条例第9条第1項ただし書に規定する特別の理由とは、町民税が非課税の世帯であり、かつ親族等からの援助が見込まれないこととし、その場合においては、墓地使用地返還届に原状復旧免除申請書及びその事実を証する書類を添えて町長に提出しなければならない、と、規定しているものであります。

5項めは、町長が認めた場合、原状復帰でない区画の原状復帰は町が行うのか、こうした対応をした墓地はあるのか、についてであります。

墓地条例第9条第1項ただし書きの規定により、原状復旧免除となった区画については、町が原状に復することとなりますが、過去に原状復旧免除申請を受け付けた例はありません。

6項めは、以前に建立された墓碑区画では2区画、3区画が一緒のコンクリートで基礎をうち、そのまま墓じまいをしているが、こうした使用者への原状復帰の返還手続きは行っているのか、また、墓地の空き区画が少なくなり区画の造成をしていることから、どのような対策や対応をしていくのか、についてであります。

現在の町の対応状況については、墓地使用者からの返還希望があった場合には、提出いただいた墓地使用地返還届に記載してある、原状に復する日が過ぎた段階で、現地調査を実施し、実際に基礎部分も含めて原状に復されていることを確認しているところであります。

しかしながら、一部ではあります、墓が取り壊され、基礎部分だけが残さ

れた状態のものなどの区画も見受けられており、これらについては、返還手続きが適正に行われていないと思われませんが、現状として、使用者への確認がなされていないことから、台帳整理がされていない状況であります。

なお、現在、岩内町墓園の空き区画については、充足されている状況ではありますが、返還届けの未提出など、墓地管理上において課題となりつつあることから、今後において、段階的に調査を行い、使用されていないことの確認が取れた場合には、使用者に対し返還手続きをするよう指導するなどの対応を検討しているところであります。

7項めは、東山墓地、島野墓地、岩内町墓園で、管理者不明の墓地は何基あるのか、東山、島野など墓地台帳は整理・管理されたのか、についてであります。墓地の利用者による管理は区画ごとであるため、区画数でお答えいたします。

使用者の氏名等が不明となっている区画数は、本年5月末で、東山墓地が583区画、島野墓地が68区画、岩内町墓園が2区画となっており、なかでも東山墓地の不明区画数が多く、その要因については、昭和29年の岩内町大火で墓地台帳が消失したためであり、調査の手がかりが少なく、不明分の整理については進んでいない状況にあります。

8項めは、返還件数17件の返還要因はどのようなことからかについてであります。

返還の主な要因については、町内外の墓地や寺院への改葬であります。

9項めの、アンケート結果をふまえ、各市町で違いがあると思うが、町として困難を抱えている町民に対しどのような構想を考えているのかと、10項めの、こうした取り組みは不安を抱えている住民にとって合同墓は安心できる事業と思いますが、具体的な町の計画はどのように進んでいるのか、また、岩内町過疎地域自立促進市町村計画から見て、この事業はいつを目途に実行するのか、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

町では、少子高齢化や核家族化の進展などにより、墓の承継や維持管理への不安を抱えている方が増えていることや、合同墓設置の要望もあることから、合同墓の整備について、岩内町過疎地域自立促進市町村計画の事業計画に登載し、検討を進めているところであります。

このため、合同墓を設置している先進5市町に対し、合同墓の整備内容や管理運営などについてのアンケート調査を実施しており、その結果をまとめたところであります。

今年度におきましては、宗派・寺院その他関係者との協議などを行い、共同墓設置の必要性の有無の判断とその時期など、一定の方向性を出せるよう取り進めている状況であります。

< 再 質 問 >

墓地の返還手続きが適正に行われていないと思われる、使用者への確認がなされていない、台帳整備がされていないとのことですが、町として、特に東山は氏名不詳が583区画もあります。適切な対応を求めます。

合同墓の設置は住民の要望です。速やかに実現するよう望みます。

身寄りがあっても事情があり合同墓を利用される方。最後をこの町で過ごされ、家族にも看取られなかった方でも、生活していたことで、必ず誰か知り合いがこの岩内町にはいたと思われます。

行旅死亡人として葬儀もなく、直送で焼骨される方であっても、町が最後までお世話されています。少しでも知り合いの方がお参りできるよう工夫が必要ではないのか。

お寺に納骨され無縁仏になった焼骨を共同墓に埋葬するとき、せめてお盆のときなどにはお参りで埋葬された故人を特定できるよう、また、行旅死亡人が共同墓へ埋葬されるとき、生きてきたあかしとして共同墓に名前を刻むことなど検討の中に入れることはできませんか。

【答 弁】

町 長：

焼骨の保管で不安を抱えてる住民への岩内町合同墓の設置で安心できる埋葬をについて2項目のご質問であります。

1項めの、行旅死亡人として葬儀もなく、直送で焼骨される方であっても町が最後までお世話されています、少しでも知り合いの方がお参りできるよう工夫が必要ではないかと、2項めの、お寺に納骨された無縁仏や行旅死亡人が共同墓へ埋葬されるとき、生きてきたあかしとして共同墓に名前を刻むことなど検討の中に入れることはできませんか、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

今年度においては、共同墓設置の必要性の有無の判断とその時期などの方向性を検討することとしており、共同墓設置が必要と判断した場合においては、墓碑型や納骨塚型など、共同墓の形態や、使用者の住所地用件など、利用条件等の具体的な検討に入ることになります。

この中で、行旅死亡人や、親族がなく、お骨を引き取る方々がない場合などの無縁仏などについても、方針を示すこととしております。